

登 園 許 可 書

保育園名： 小 出 保 育 園
クラス名

園児名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快しましたので 月 日より登園してよいことを証明します。

※保育園生活での注意事項

()

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

該当疾患に○	疾 患 名	該当疾患に○	疾 患 名
	インフルエンザ		咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス感染症)
	水 痘(水ぼうそう)		流行性角結膜炎 (はやり目・アデノウイルス感染症)
	麻疹 (はしか)		感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスの疑い等)
	風しん		腸管出血性大腸菌感染症 (O-157, O-26等)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		RSウイルス感染症
	百日咳		結核
	その他の感染症 ()		

《主治医様》

お手数でも『登園許可書』をご記入いただき、園宛てにお知らせくださるようお願い申し上げます。その他の感染症については、原則『登園許可書』のご記入は不要ですが、お子様の全身状態が良好になりましたら、保護者へ「登園してよい」旨のご指導をお願いいたします。

※ 感染性胃腸炎と RS ウイルスにつきましては、園での感染拡大がしやすいため予め登園許可書に入れさせていただきました。その他の感染症につきましても園内での感染拡大が見込まれる際は、囑託医と相談の上、登園許可書の記載をお願いする場合があります。

保育園(幼稚園)は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。保育園(幼稚園)における感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日を快適に生活できるため、学校保健安全法施行規則及び保育所における感染症ガイドラインにより、下記の感染症について登園許可書を提出いただいています。

お手数でも下記感染症に罹患した場合は、医療機関を受診し裏面の登園許可書の提出をお願いします。下記以外の感染症に罹患した際は、登園許可書の提出は不要ですが、主治医より「登園してよい」旨の指示をうけてからの登園となります。

疾患名	登園のめやす ※以下の基準に基づき、主治医が判断します。
インフルエンザ	発熱した翌日から5日を経過し、かつ、平熱になった翌日から3日を経過するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
麻疹(はしか)	平熱になった翌日から3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが現れた翌日から5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス感染症)	主要症状が消えた翌日から2日を経過するまで
流行性角結膜炎 (はやり目・アデノウイルス感染症)	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失し医師により感染のおそれがないと認められるまで
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスの疑い等)	嘔吐・下痢等の症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157, O-26等)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	その他、園内で流行し、その後も感染を拡大する可能性のある感染症に関して嘱託医と相談の上、登園許可書の提出を求める場合があります。